

平成 31 年度小・中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

新入学にかかる学用品費（就学援助費）支給のお知らせ

飯山市教育委員会

飯山市教育委員会では、経済的理由等で就学が困難なご家庭の保護者を対象に、「就学援助制度」として、就学にかかる費用の一部を援助しています。

そのうち、来年度小・中学校に入学予定のお子様がいるご家庭には、新入学準備に必要な費用（**新入学児童生徒学用品費**）を、入学される前年度の3月に支給します。

入学前に上記の援助を希望される方は、受付期間中に申請手続きをしてください。

なお、今回申請されない方でも、入学後に申請し認定となった場合は、新入学児童生徒学用品費は支給されます（支給時期は7月下旬です）。

《新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けることができる方》

(1) 飯山市に居住し、平成 31 年 3 月 31 日以前に市外へ転出する予定のない方

(2) お子様が平成 31 年 4 月に小・中学校に入学予定の方

(3) 次のいずれかに該当する方

- ① 市民税が世帯全員非課税
- ② 児童扶養手当の支給を受けている
- ③ 生活保護がこの1年以内に停止又は廃止になった
- ④ 教育委員会が定める所得（平成 29 年中）基準に該当する



※以下は所得の目安です。所得基準は世帯構成や年齢によって異なります。

世帯構成（例）	世帯人数	世帯の総所得金額
母（33 歳） 子（小 1）	2 人	1 7 5 万円程度
父（33 歳） 母（33 歳） 子（小 1）	3 人	2 3 1 万円程度
父（36 歳） 母（36 歳） 子（小 3） 子（小 1）	4 人	2 8 6 万円程度
父（41 歳） 母（38 歳） 子（中 1） 子（小 3） 子（5 歳）	5 人	3 3 0 万円程度
父（45 歳） 母（45 歳） 子（高 1） 子（中 2） 祖父（70 歳） 祖母（68 歳）	6 人	3 8 0 万円程度

※総所得とは、課税（非課税）証明書の「総所得金額」のことを指します。

《申請手続きについて》

- ◆ 申請書類（在籍する学校及び市役所で配布します。飯山市公式ホームページからでもダウンロードできます。）
 - ・（別紙１）平成 31 年度就学援助費（新入学児童生徒学用品費）交付申請書
 - ・（別紙２）準要保護児童生徒に係る世帯票
- ◆ 申請方法
小学校入学予定の方・・・飯山市役所 3 階子ども育成課へ持参又は下記へ郵送

〒389-2292 飯山市大字飯山 1 1 1 0 - 1

飯山市教育委員会 子ども育成課 学校教育係 宛

中学校入学予定の方・・・在籍する小学校へ提出

- ◆ 支給額 小学校 40,600円 中学校 47,400円
- ◆ 支給時期 平成31年3月上旬～中旬
- ◆ 支給方法 申請書に記載の口座に直接振り込みます。
- ◆ 受付期間 平成31年2月8日（金）まで

《認定結果のお知らせ》

2月下旬～3月上旬までに、小学校入学予定者は郵送により、中学校入学予定者は在籍する小学校を通じて、認定結果をお知らせします。

《留意点》 ※必ずお読みください※

- ・ 入学前支給を受けた方で、入学後も就学援助を希望される場合は、別途申請が必要です。平成30年中の所得に基づいて、改めて認定審査を行うため、入学前と入学後で認定結果が異なる場合があります。
- ・ 入学前支給後、平成31年3月31日以前に市外に転出された場合は、支給額を全額返金いただく必要があります。

《その他の就学援助項目について》

- ・ 新入学児童生徒学用品費以外の就学援助費の申請は、4月以降に受け付けます。入学後に学校から配布されるお知らせをご確認の上、申請手続きをしてください。
- ・ 新入学児童生徒学用品費以外の就学援助の支給項目は、
＜学用品費・通学用品費（1学年以外）・校外活動費・修学旅行費・体育実技用具費・学校給食費・医療費（対象疾病のみ）＞です。
- ・ ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

＊お問い合わせ先＊

飯山市教育委員会事務局

子ども育成課 学校教育係

TEL 0269-62-3111（内線 362）